

函 総 災  
令和4年10月18日

報道機関各位

函館市総務部

大間原発建設差止訴訟 第28回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第28回口頭弁論が行われますので、お知らせします。  
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第28回口頭弁論

1 日 時 令和4年10月19日(水) 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面に基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(48) 漂流軽石による原子炉冷却機能喪失の危険性について、これまでも十分な審査がなされておらず、大間原発の安全は確保されていないことを主張するもの。

証拠説明書(46) 準備書面(48)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(49) 大間北方沖活断層についてのこれまでの主張を補充するもの。

・被告国

準備書面(26) 原子力規制委員会において策定手法を見直している「震源を特定せず策定する地震動」が不十分であるという原告の主張(原告準備書面(37))に対して反論するもの。

証拠説明書(21) 準備書面(26)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 鶴岡  
0138-21-3648